

11(いい)月30(みらい)日は『年金の日』です

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」などを活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、中村年金事務所にお問い合わせください。

■ねんきんネットサービスとは

年金加入者や受給者が、いつでもご自身の年金加入記録などをご自宅のパソコンからインターネットで確認することができるサービスです。

ご利用の手続きは、まず日本年金機構のホームページにアクセスし、「ねんきんネット」をクリック、ユーザーIDの取得手続きを行います。発行されたユーザーIDとパスワードを用い、ご自身で年金記録の確認ができます。

- (1) いつでも、最新の年金記録を確認できます！
 - ・24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで年金記録を確認できます。
- (2) 年金記録の「もれ」や「誤り」を発見できます！
 - ・年金制度に加入していない期間、国民年金保険料を納めていない期間など、ご確認いただきたい情報をカラーで分かりやすく表示しています。
 - ・「年金記録に「もれ」があるのでは？」とご心配のある方は、ご自身で「持ち主不明記録」などを検索できます。
- (3) 将来の年金見込額を試算できます！
 - ・「働きながら年金を受け取る場合はいくら？」など、ご自身でさまざまな条件に応じた年金見込額を簡単に試算できます。

■弥富市役所保険年金課年金グループにて年金加入記録の交付ができます

保険年金課年金グループでは、日本年金機構が提供するインターネットサービス「ねんきんネット」を活用して、年金加入記録の交付を実施しています。自宅にパソコンのない方やパソコンが苦手な方は市役所保険年金課窓口でお申し込みください。

○対象者

国民年金、厚生年金などの加入者および受給者。ただし、旧法(老齢年金・通算老齢年金)受給者および共済(公務員・学校の先生など)加入中の方は、このサービスは利用できません。

○確認できる主な内容

加入年金と納付状況、厚生年金加入時の標準報酬月額および標準賞与額、年金加入実績に応じた年金額

○受付時間

月曜日～金曜日(祝休日および12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時

○受付場所

保険年金課年金グループ(郵送や電話による受け付けはできません。)

○必要なもの

- ・基礎年金番号のわかるもの：年金手帳、ねんきん定期便など
- ・本人確認のできるもの：運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明。顔写真がないものについては、2種類以上のもの(健康保険証など)
- ・代理人の方の申請の場合は、委任状および代理人の確認のための運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明で本人確認のできるもの
- ・印鑑(認め印)

問い合わせ先

●中村年金事務所

名古屋市中村区太閤1-19-46

☎052-453-7200 自動音声案内「2」を選択お願いします。

●弥富市役所

保険年金課 年金グループ

内線122

●●国民年金からのお知らせ●●

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

平成26年の年末調整や確定申告について、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税などの社会保険料控除の対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の保険料額と合算して申告してください。なお、この場合には、ご家族分の証明書や領収書を添付する必要があります。

◆11月上旬発送 …… 本年1月から9月30日までに国民年金保険料を納められた方。
(証明書の内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、口座振替など年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です)
納付忘れなどがある場合も、年内に納付されれば、今年分の控除として申告することができます。

◆2月上旬発送 …… 年の途中から国民年金に加入された場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納められた方。
(10月1日以降今年中に納付された国民年金保険料額)
※証明書を紛失されたときは、年金事務所で再交付の手続きをしてください。

問い合わせ先

<ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル>

☎0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1144 自動音声案内「3」を選択お願いします。

<受付期間>11月4日(火)～平成27年3月16日(月)

月～金曜日：午前9時～午後7時、第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

保険料は忘れずに納めましょう!!

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？ 保険料は20歳から60歳になるまでの40年間を納めます。保険料は月額15,250円(平成26年度)で、年齢、所得に関係なく一律です。

保険料の納付は、日本年金機構から国民年金保険料納付書が届きますので、お近くの金融機関窓口、コンビニエンスストア(一部取り扱いを行っていないところがあります)などで納めることができます。

保険料の納付は安心、便利な納め忘れがない口座振替をお勧めします。保険料を前払いすると(前納)お安くなりますが、口座振替はさらに保険料が安くなる納付方法です。

口座振替の申し込みは手続きに2か月程の猶予が必要となりますのでお早めに申し込みください(用紙は年金事務所または金融機関窓口、市役所などにありますので、お気軽にご相談ください。)

問い合わせ先

●中村年金事務所 国民年金課

名古屋市中村区太閤1-19-46

☎052-453-7200 自動音声案内「2」を選択お願いします。